

人材開発支援助成金について

厚生労働省 人材開発統括官付
企業内人材開発支援室 永島 宏泰

はじめに

- 『**人材開発支援助成金**』では、事業主が労働者に対して、職務に関連した訓練を実施した場合等に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成しています。

ポイント

- ① **事業展開・DXに対応するための訓練、IT未経験者を即戦力にするための訓練、サブスク型の訓練への助成など多様なコース・メニューを用意**
- ② **経費助成率は最大75% (※)**
賃金助成額は一人一時間あたり最大960円 (※)
支給上限額は一事業所一年度あたり最大1億円 (※)

(※) コース・メニュー・企業規模によって異なります。

人材開発支援助成金のご案内（令和6年度）

人材開発支援助成金は、事業主等が雇用する労働者に対して、その職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度。

【助成対象（申請者）：雇用保険適用事業主 対象労働者：雇用保険被保険者】

（ ）内は中小企業以外の助成額・助成率

支給対象となる訓練等			賃金助成額 (1人1時間当たり)		経費助成率		OJT実施助成額 (1人1コース当たり)	
			賃金要件等を満たす場合 ^{※6}		賃金要件等を満たす場合 ^{※6}		賃金要件等を満たす場合 ^{※6}	
① 人材育成支援コース	人材育成訓練	10時間以上のOFF-JTによる訓練	760円 (380円)	960円 (480円)	45% (30%) ^{※1} 60% ^{※2} 70% ^{※3}	60% (45%) ^{※1} 75% ^{※2} 100% ^{※3}	-	-
	認定実習併用職業訓練	新卒者等のために実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練	760円 (380円)	960円 (480円)	45% (30%)	60% (45%)	20万円 (11万円)	25万円 (14万円)
	有期実習型訓練	有期契約労働者等の正社員転換を目的として実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練	760円 (380円)	960円 (480円)	60% ^{※2} 70% ^{※3}	75% ^{※2} 100% ^{※3}	10万円 (9万円)	13万円 (12万円)
② 教育訓練休暇等付与コース		有給教育訓練休暇制度（3年間で5日以上）を導入し、労働者がある休暇を取得して訓練を受けた場合に助成	-	-	30万円	36万円	-	-
③ 人への投資促進コース 令和4年4月 ^{※7}	高度デジタル人材訓練	高度デジタル人材の育成のための訓練や大学院での訓練	960円 (480円)	-	75% (60%)	-	-	-
	成長分野等人材訓練		960円 ^{※4}	-	75%	-	-	-
	情報技術分野認定実習併用職業訓練	IT分野未経験者の即戦力化のためのOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練	760円 (380円)	960円 (480円)	60% (45%)	75% (60%)	20万円 (11万円)	25万円 (14万円)
	定額制訓練	サブスクリプション型の研修サービスによる訓練	-	-	60% (45%)	75% (60%)	-	-
	自発的職業能力開発訓練	労働者が自発的に受講した訓練 (訓練費用を負担する事業主に対する助成)	-	-	45%	60%	-	-
	長期教育訓練休暇制度	長期教育訓練休暇制度や教育訓練短時間勤務等制度を導入し、労働者がある休暇を取得して訓練を受けた場合に助成	960円 ^{※5} (760円)	- ^{※5} (960円)	20万円	24万円	-	-
	教育訓練短時間勤務等制度		-	-	20万円	24万円	-	-
④ 事業展開等リスキリング支援コース 令和4年12月 ^{※7}		事業展開やDX・GXに伴い新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練	960円 (480円)	-	75% (60%)	-	-	-

※1 正規雇用労働者等へ訓練を実施した場合の助成率 ※2 非正規雇用労働者の場合の助成率 ※3 正社員化した場合の助成率 ※4 国内の大学院を利用した場合に助成 ※5 有給休暇の場合のみ助成
 ※6 訓練修了後に行う訓練受講者に係る賃金改定前後の賃金を比較して5%以上上昇している場合、又は、資格手当の支払を就業規則等に規定した上で、訓練修了後に訓練受講者に対して当該手当を支払い、かつ、当該手当の支払い前後の賃金を比較して3%以上上昇している場合に、助成率等を加算 ※7 令和8年度末までの時限措置

教育訓練休暇等付与コース

訓練ニーズ

- 資格の取得や知識を向上させたいが時間が確保できないという従業員からの声もあり、自発的にスキルアップに取り組める機会を確保したい。



教育訓練休暇制度

教育訓練のために3年間に5日以上を取得が可能な有給の教育訓練休暇制度を導入した場合、事業主に対して、制度導入経費の一部を助成することにより、**自発的なスキルアップへのモチベーション・生産性向上**につながります。

経費助成率（賃金引上げ時）		1事業所1年度あたりの助成限度額
中小企業	大企業	
30万円（+6万円）	30万円（+6万円）	-

人への投資促進コース 「長期教育訓練休暇制度」

訓練ニーズ

- 個々の従業員の業務内容や、求められる必要な知識やスキルも異なるため、一律的な研修の実施が難しく、従業員個人の自発的な学びが必要であったが、なかなか集中的に学習に充てる時間の確保が難しいという状況にあり、自発的にスキルアップに取り組める機会を確保したい。



長期教育訓練休暇制度

事業主が30日以上[※]の教育訓練休暇制度を導入し、労働者に教育訓練休暇を取得させた場合に、事業主に対して、制度導入経費と休暇中の賃金の一部を助成することにより、**自発的なスキルアップへのモチベーション**に繋がる。

※制度導入経費助成は新たに制度を導入した場合に限る。

導入経費助成額（1事業主1回）（賃金引上げ時）		賃金助成額（1人1時間）（賃金引上げ時）		1事業所1年度あたりの助成限度額
中小企業	大企業	中小企業	大企業	
20万円（24万円）		960円	760円（960円）	2,500万円

長期教育訓練休暇制度の活用について

活用の例

- 金融業の企業が、これまで資格取得のお祝い金制度を設けていたが、さらに従業員の資格取得のモチベーションを向上させるため長期教育訓練休暇制度を設けて支援した。
- 医療機関で、個々の医療・看護に対する専門性を高めて、安全でより質の高い医療・看護の提供を目指し、長期教育訓練休暇制度を設けて、従業員の自発的なスキルアップを支援した。等

助成金の額

- ①長期の教育訓練休暇制度を導入。（社会保険労務士への就業規則の改定費用30万円）
- ②労働者が自発的に教育訓練を受講するため、3か月間有給の教育訓練休暇を付与。
（3か月分の休暇中の賃金を100%保障）
- ③労働者が教育訓練機関に支払った受講料の2分の1（15万円）を補助。

人材開発支援助成金を申請した場合...

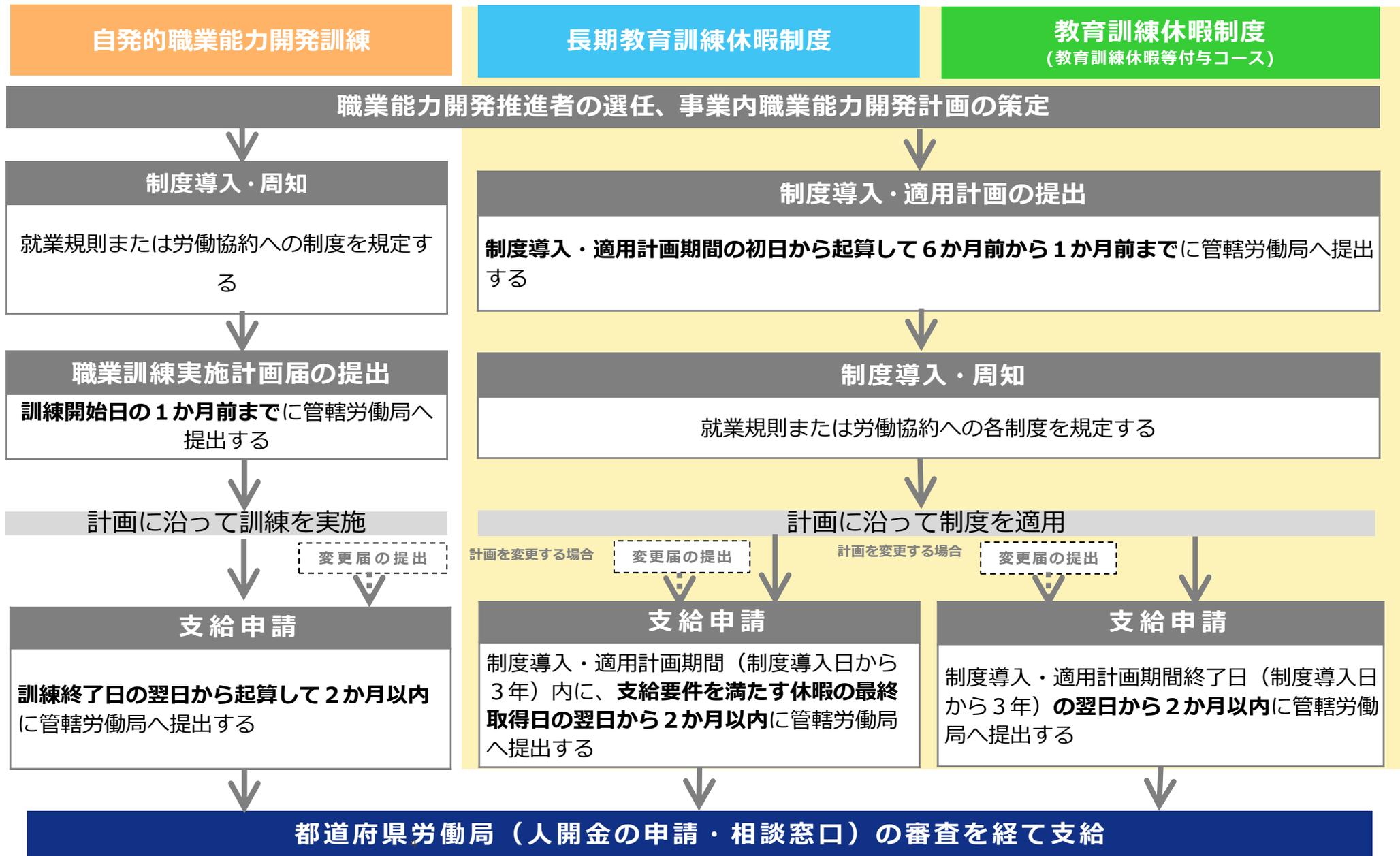
●人への投資促進コース（長期教育訓練休暇制度）の利用

- ①制度導入助成 20万円
- ②賃金助成 50万6800円（=960円×「8時間×22日×3か月」）

●人への投資促進コース（自発的職業能力開発訓練）を併用

- ③経費助成 6万7500円（=15万円×45%）

助成金支給までの流れ



事業展開等リスキリング支援コース

訓練ニーズ

- 新規事業、新商品、新サービス等を立ち上げるために、新たな分野で必要となる専門的な知識や技能を社員に習得させるための訓練を実施したい。
- 既存の事業や業務について、デジタル技術を活用して業務を効率化するためのデジタルトランスフォーメーションや、グリーン・カーボンニュートラル化を進めるにあたり、対応できる人材を育成したい。

事業展開等リスキリング支援コース

『新製品の製造』や『新サービスの提供』等により新たな分野に進出する、または、『デジタル』『グリーン』といった成長分野の技術を取り入れ業務の効率化、脱炭素化等を図るために必要となる訓練を実施する事業主を対象とするメニュー。

10時間以上のOFF-JTによる職務に関連した訓練について、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を高率助成により支援しています。

経費助成率		賃金助成額（1人1時間）		1事業所1年度あたりの助成限度額
中小企業	大企業	中小企業	大企業	
75%	60%	960円	480円	1億円

事業展開等リスキリング支援コースの活用について

新規事業の立ち上げなどの事業展開の例

- 【**製造業**】 今後の半導体の需要増を見据え、半導体工場の建設を予定しており、工場の設備や生産ラインの安定した運用を図るため、各種自動制御技術、電気保全技術、空圧装置制御技術等を習得する訓練を受講させる。
- 【**飲食業**】 飲食店で外食の事業を行っているが、テイクアウト及びお弁当の製造販売を新たに開始するため、予約システムの構築やアプリ開発を行うための講座を受講させる。

デジタル・DX化の例

- 【**建設業**】 DX化による測量受注の拡大を受けて、ドローンやBIMを活用した測量作業に習熟した従業員の育成を目指し、ドローンの操縦技能やBIMの講習を受講させる。
- 【**福祉・医療**】 電子カルテと各部門に分かれたシステムの統合、オンラインによる診察やAIを活用した問診等、診療領域のDX化を進めるため、従業員にDX訓練を受講させる。

グリーン・カーボンニュートラル化の例

- 【**製造業**】 現在の溶解炉はコークスを熱源としているが、今後、電気炉に変更することによりCO2の削減を図る。設備やシステムの変更に伴い新たに必要となる知識・技能を習得するためのプログラムを受講させる。
- 【**農業**】 農薬の散布に使うトラクターに代わってドローンを導入しCO2削減を実施するためドローンスクールに通わせる。等

助成金受給のための手続きの流れ（事業展開等リスティング支援コース）

助成金受給のための手続きの流れ

Step 0

職業能力開発推進者の選任、事業内職業能力開発計画の策定・自社の労働者に対する周知

Step1 計画提出 (最寄りの 労働局へ)

- 事業内職業能力開発計画に基づき、職業訓練実施計画を作成する
- 作成した必要書類を**訓練開始日の1か月前まで**に管轄労働局に提出する

■ 主な提出書類

所定の様式	・ 職業訓練実施計画届 ・ 事業展開等実施計画 ・ 訓練別の対象者一覧 など
添付書類	・ 訓練内容を確認できるカリキュラム ・ 訓練期間中の労働条件がわかるもの（雇用契約書の写しなど） など

Step2 訓練実施

- 職業訓練実施計画に基づき訓練を実施する
- 支給申請までに、訓練にかかった経費全額を支払う

- **訓練終了日の翌日から2か月以内**に、必要書類を管轄労働局に申請する

■ 主な提出書類

Step3 支給申請 (最寄りの 労働局へ)

所定の様式	・ 支給申請書、賃金助成の内訳等助成額を算定した書類 ・ OFF-JT実施状況報告書 など
添付書類	・ 事業主が訓練費用を負担したことを確認できる振込通知書 ・ 出勤簿、タイムカード、賃金台帳の写し など

□ 人材開発支援助成金相談・受付窓口／都道府県労働局一覧

労働局	担当課	電話番号
北海道労働局	雇用助成金さっぽろセンター 6階	011(788)9070
青森労働局	職業対策課	017(721)2003
岩手労働局	職業対策課助成金センター	019(606)3285
宮城労働局	職業対策課助成金センター	022(299)8063
秋田労働局	訓練課	018(883)0006
山形労働局	山形労働局助成金センター	023(666)3614
福島労働局	職業対策課	024(529)5409
茨城労働局	助成金事務センター	029(297)7235
栃木労働局	助成金事務センター	028(614)2263
群馬労働局	職業対策課	027(210)5008
埼玉労働局	職業対策課助成金センター	048(600)6217
千葉労働局	職業対策課分室	043(441)5678
東京労働局	ハローワーク助成金事務センター	03(5332)6926
神奈川労働局	神奈川助成金センター	045(277)8801
新潟労働局	職業対策課助成金センター	025(278)7181
富山労働局	助成金センター	076(432)9172
石川労働局	職業対策課	076(265)4428
福井労働局	助成金センター	0776(22)2683
山梨労働局	訓練課	055(225)2861
長野労働局	訓練課	026(226)0862
岐阜労働局	助成金センター	058(263)5650
静岡労働局	職業対策課	054(271)9970
愛知労働局	あいち雇用助成室	052(688)5758
三重労働局	職業対策課	059(226)2111

労働局	担当課	電話番号
滋賀労働局	職業対策課	077(526)8251
京都労働局	助成金センター	075(241)3269
大阪労働局	助成金センター	06(7669)8900
兵庫労働局	職業対策課（ハローワーク助成金デスク）	078(221)5440
奈良労働局	助成金センター	0742(35)6336
和歌山労働局	職業対策課	073(488)1161
鳥取労働局	訓練課	0857(88)2777
島根労働局	訓練課	0852(20)7028
岡山労働局	助成金事務室	086(238)5301
広島労働局	職業対策課	082(502)7832
山口労働局	職業対策課	083(995)0383
徳島労働局	助成金センター	088(622)8609
香川労働局	助成金センター	087(823)0505
愛媛労働局	職業対策課分室（助成金センター）	089(987)6370
高知労働局	助成金センター	088(878)5328
福岡労働局	職業対策課福岡助成金センター	092(411)4701
佐賀労働局	職業対策課	0952(32)7173
長崎労働局	職業対策課	095(801)0042
熊本労働局	助成金センター	096(312)0086
大分労働局	大分助成金センター	097(535)2100
宮崎労働局	助成金センター（ハローワークプラザ宮崎内）	0985(62)3125
鹿児島労働局	職業対策課各種助成金相談・受付コーナー	099(219)5101
沖縄労働局	沖縄助成金センター	098(868)1606

※ 対象労働者が所属する雇用保険適用事業所を管轄する労働局にお問い合わせください。

雇用関係給付金 受付窓口一覧
(厚生労働省ホームページ)



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/toiwase2.html



人材開発支援助成金HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

※支給要領、申請書類一覧、リーフレット等の最新の情報が確認できます。

【パンフレット】人材開発支援助成金のご案内（詳細版）

- ・事業展開等リスキリング支援コースのご案内（詳細版）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11800000/001245344.pdf>

- ・人への投資促進コースのご案内（詳細版）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11800000/001238174.pdf>

- ・教育訓練休暇等付与コース（詳細版）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11800000/001238087.pdf>

※パンフレットのURLは年度途中で差し替えとなる場合があります。最新版は上記HPからご確認ください。

電子申請のご案内

人材開発支援助成金を電子申請しませんか？

人材開発支援助成金は、2023(令和5)年6月から、雇用関係助成金ポータルでの電子申請が可能となりました。

- ・社会保険労務士や代理人による申請にも対応しています。
- ・紙の申請も引き続きご利用いただけます。
- ・電子申請には「GビズID」の申請・取得が必要です。

人材開発支援助成金の電子申請はこちら
<https://www.esop.mhlw.go.jp/>

雇用関係助成金ポータル

検索